

令和8年7月13日
公共建築課長

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた 設計変更について

今般、受注者が安心して施工・受注できる環境を整備する観点から、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更する運用を下記のとおり導入することとしましたのでお知らせします。

記

1. 対象工事
岡山市発注の営繕工事とする。
2. 調達検討資材
塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む）、防水材（シーリングを含む）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板など
3. 適用日
本運用は、令和8年7月13日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用する。なお、令和8年7月12日以前に入札契約手続きを開始した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。
4. 設計変更の詳細については、国土交通省実施の”営繕工事における「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の運用について（令和8年6月16日付け国営積第1号、国営建技第2号）”に準じる。

以上